

平成 18年5月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 み な と 銀 行 代 表 者 名 取締役頭取 西 村 忠 禧 (コード番号 8543 東証・大証第一部) 問 合 せ 先 常務執行役員企画部長 今西 昭文 (TEL 078-333-3224)

定款一部変更のお知らせ

みなと銀行は、本日開催の取締役会において、平成 18年6月29日開催予定の第7期定時株主総会において、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものであります。

従前の商法下において設けられている機関を定款に明記する必要があること、また、会社法は株式の株券発行を原則不発行としているため、現時点では、定款に株券発行の規定を要することから、第4条(機関)および第7条(株券の発行)を新設するものであります。

単元未満株式について、権利制限が可能となったことから、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、 株主各位に対しその内容を提供したものとみなすことができることとなったことから、 第 24 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであり ます。

取締役会の機動的、効率的運営を図るため、取締役会を開催せずに決議があったものと みなすことが可能となったため、第 34 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであり ます。

社外取締役、社外監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、人材の招聘を容易にするため、第36条(社外取締役の責任限定契約) および第44条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

変更案 現行 (目的) (目的) 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。 2. (2) 3. (条文省略) (現行どおり) (3) 4 . (4) <u>5.</u> (5) (6) (新設) (機関) 第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機 関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 (公告<u>の</u>方法) (公告方法) (条文省略) 第5条 (現行どおり) 第4条 (発行する株式の総数) (発行可能株式総数) 第5条 当銀行の発行する株式の総数は、10億株とし、 第6条 当銀行の発行可能株式総数は このうち9億株は普通株式、1億株は優先株式とす 10億株とし、優先株式の発行可能株式総数は1億株 る。ただし、優先株式につき消却または普通株式への とする。 転換があった場合には、これに相当する株式数を減ず る。 (新設) (株券の発行) 第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。 (自己株式の取得) (自己の株式の取得) 第6条 当銀行は、商法第211条ノ3第1項第2号の規 第8条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定によ 定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受け り、取締役会の決議によって自己の株式を取得するこ ることができる。 とができる。 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第7条 __当銀行の1単元の株式の数は全ての種類の株 第9条 当銀行の単元株式数は全ての種類の株式につき 式につき 1,000株とする。 1000株とする。 2. 当銀行は、単元未満株式に係る株券を発行しない。 当銀行は、1単元の株式の数に満たない株式(以下 「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの 限りではない。 限りではない。 (単元未満株式についての権利) (新設) 第10条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)

は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権

利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする 権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(名義書換代理人)

第8条 __当銀行の株式につき名義書換代理人を置く。 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は取締役 会の決議により選定しこれを公告する。

__当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ) および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱 場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録 単 元未満株式の買取、その他株式に関する事務は名義書 換代理人に取扱わせ、当銀行においてはこれを取扱わ ない。

(株式取扱規則)

第9条 当銀行の<u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、諸属、株券の再発行、株券の不所持の申出および再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取、その他</u>株式に関する取扱ならびにその手数料等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第<u>10</u>条 __当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(条文省略)

(優先配当金)

第11条 _ 当銀行は、毎年3月末日現在の優先株式を有する株主(以下「優先株主」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)に先立ち、優先株式1株につき年45円を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該3月末日に終了する営業年度において、第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役 会の決議に<u>よって定め</u>、これを公告する。
 - 3. 当銀行の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同 じ。) 新株予約権原簿 および株券喪失登録簿 の作成 ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第<u>12</u>条 当銀行の株式に関する取扱ならびにその手数 料等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第<u>13</u>条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同 じ。)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会 において権利を行使すべき株主とする。

2. (現行どおり)

(優先配当金)

第14条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に 記載または記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質 権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、 同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通 株式を有する株主(以下「普通株主」という。)また は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質 権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき年4 5円を限度として、発行に際して取締役会の決議で定 める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を配 当する。ただし、当該3月31日に終了する事業年度 中において、第15条に定める優先中間配当金を支払 ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とす

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利 益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、そ の不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(条文省略)

(優先中間配当金)

第12条 当銀行は、第42条の中間配当を行うときは、 毎年9月末日現在の優先株主に対し、普通株主に先立 ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を限度 として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金 銭(本定款において「優先中間配当金」という)を支 払う。

(残余財産の分配)

第13条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株 主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき6 00円を支払う。

優先株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配 は行わない。

(優先株式の消却)

第14条 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これ を株主に配当すべき利益をもって、当該買入価額によ り消却することができる。

(新設)

第<u>15</u>条 (条文省略)

(株式の併合または分割、新株引受権等)

第16条 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除し き、優先株式について株式の併合または分割は行わな

__当銀行は、優先株主には<u>新株の引受権または</u>新株予 約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(普通株式への転換)

第17条 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定 第20条 優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会

る。

2. ある事業年度において、優先株主または優先登録株 式質権者に対して行う優先株式1株あたりの剰余金の 配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不 足額は翌事業年度以降に累積しない。

3 . (現行どおり)

(優先中間配当金)

第15条 当銀行は、第50条の中間配当を行うときは、 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録 された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普 通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1株につき優先配当金の2分の1を限度として、発行 に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款に おいて「優先中間配当金」という。) を支払う。

(残余財産の分配)

- 第16条 当銀行の残余財産を分配するときは、優先株主 に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立 ち、優先株式1株につき600円を支払う。
 - 2.優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前 項のほか、残余財産の分配は行わない。

(削除)

(取得条項)

第17条 当銀行は、優先株式について、取締役会が相当 な範囲内において別に定める日が到来したときは、市 場情勢等を勘案して妥当と認められる価額に相当す る金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得 することができる。一部を取得するときは、抽選また は按分比例の方法によりこれを行う。

第<u>18</u>条 (現行どおり)

(株式の併合または分割、新株引受権等)

- 第19条 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除 き、優先株式について株式の併合または分割は行わな
 - 2. 当銀行は、優先株主には募集株式、募集または無償 割当て新株予約権および募集新株予約権付社債の割 当てを受ける権利を与えない。

(取得請求権)

める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で、優先株式の普通株式への転換を請求する ことができる。

(一斉転換)

第18条 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、この場合、当該平均値が150円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を150円で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

第19条 (条文省略)

(総会の議長)

第<u>20</u>条 <u>株主総会の議長は、頭取がこれにあたる。</u>頭取 に支障あるときは、取締役会の決議をもってあらかじ め定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(新設)

(総会の決議方法)

第21条 __株主総会の決議は、法令または定款に別段の 定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半 数をもって行う。

商法第343条の定めによる株主総会の決議は、総 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、

- の決議で定める<u>相当な期間内において、当銀行に対して、その優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。</u>
- 2. <u>当銀行は、前項の請求によって優先株式を取得するのと引き換えに、取締役会が別に定める相当な算定方法によって算定された数の当銀行の普通株式を当該優先株主に交付する。ただし、交付すべき普通株式に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。</u>

(一斉取得)

- 第21条 <u>取得請求</u>期間中に<u>取得</u>請求がなかった優先株式<u>については、当銀行は、取得請求期間</u>の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって<u>これを全部取得し、これと引き換えに、取締役会が別に定める算定方法によって算定された数の当銀行の普通株式を当該優先株主に交付する。</u>
 - 2.前項の算定方法は、当該優先株式1株当たりの払込 金相当額を一斉取得日における当銀行の普通株式1 株当たりの時価で除して交付すべき株数を算定する 方法を基本にして定めるものとする。

第22条 (現行どおり)

(招集権者および議長)

第23条 株主総会は、取締役会の決議により頭取がこれ を招集し、その議長となる。 頭取に支障あるときは、 取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序によ り、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第24 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考 書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載 または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定 めるところに従いインターネットを利用する方法で 開示することにより、株主に対して提供したものとみ なすことができる。

(総会の決議方法)

- 第<u>25</u>条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使すること</u>ができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2.会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の

その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第22条 株主は、代理人をもってその議決権を行使する ことができる。ただし、その代理人は当銀行の当該株 主総会において議決権を行使することができる株主 に限る。

(種類株主総会)

会にこれを準用する。

第24条 (条文省略)

(選任)

第25条 当銀行の取締役は、株主総会において選任す

取締役の選任にあたっては、総株主の議決権の3分 の1以上を有する株主の出席を要する。

(条文省略)

(任期)

第26条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期 に関する定時株主総会終結の時までとする。

<u>(取締役会)</u>

第27条 取締役をもって取締役会を組織する。 取締役会の細目についての規定は、取締役会におい て定めるところによる。

<順位変更>

第28条 (条文省略)

(取締役会の招集手続)

3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第26条 株主は、代理人をもってその議決権を行使する ことができる。ただし、その代理人は当銀行の当該株 主総会において議決権を行使することができる株主1 名に限る。この場合、株主または代理人は株主総会ご とに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなけれ ばならない。

(種類株主総会)

第23条 第20条および第22条の規定は、種類株主総 第27条 第23条および第26条の規定は、種類株主総 会にこれを準用する。

第28条 (現行どおり)

(選任)

第29条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任にあたっては、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(現行どおり) <u>3.</u>

(任期)

第30条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。

(削除)

(代表取締役および役付取締役)

- 第31条 当銀行には、取締役会の決議により取締役中よ り、会長、頭取各1名、副頭取、専務取締役および常 務取締役各若干名を選定することができる。
 - 2. 役付取締役のうち取締役会の決議をもって、当銀行 を代表する取締役若干名を選定する。

4 . (現行どおり) <u>5.</u> 6.

第<u>3 2</u>条 (現行どおり)

(取締役会の招集手続)

第29条 (条文省略)

取締役会は取締役および監査役全員の同意がある ときには、招集手続を経ないで開くことができる。

(役付取締役および代表取締役)

第30条 当銀行には、取締役会の決議により取締役中 より、会長、頭取各1名、副頭取、専務取締役および 常務取締役各若干名をおくことができる。

役付取締役のうち取締役会の決議をもって、当銀行 を代表する取締役若干名を選任する。

(条文省略)

(新設)

(新設)

(新設)

第31条 (条文省略)

(選 任)

第32条 当銀行の監査役は、株主総会において選任す | 第38条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

<u></u>監査役の選任にあたっては、<u>総株主</u>の議決権の3分 の1以上を有する株主の出席を要する。

(任期)

第33条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期 に関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤監査役)

第34条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

第33条 (現行どおり)

2. 取締役会は取締役および監査役全員の同意があると きには、招集手続を経ないで開催することができる。

<順位変更>

(取締役会の決議の省略)

第34条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たした ときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第35条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほ か、取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任限定契約)

第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令 の定める最低責任限度額とする。

第37条 (現行どおり)

(選任)

2. 監査役の選任にあたっては、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第39条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。

(常勤監査役)

第40条 監査役会は、その決議によって監査役の中から 常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第35条 監査役の全員をもって監査役会を組織する。 監査役会の細目についての規定は、監査役会におい て定めるところによる。

(監査役会の招集者および議長)

第<u>3 6</u>条 __ (条文省略)

(監査役会の招集手続)

第37条 _ (条文省略)

監査役会は監査役全員の同意があるときには、招集 手続を経ないで開くことができる。

(新設)

(新設)

(員数)

第<u>38</u>条 取締役会の決議をもって、相談役若干名をおく 第<u>45</u>条 (現行どおり) ことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第 8 章 計 算

<u>(営業年度)</u>

1日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。

(削除)

(監査役会の招集者および議長)

第41条 2. (現行どおり)

(監査役会の招集手続)

第42条 (現行どおり)

2.監査役会は監査役全員の同意があるときには、招集 手続を経ないで開催することができる。

(監査役会規程)

第43条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほ か、監査役会において定める監査役会規程による。

(社外監査役の責任限定契約)

第44条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損 害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令 の定める最低責任限度額とする。

(員数)

第 8 章 会計監査人

(選 任)

第46条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任す る。

(任期)

第47条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。

2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の 決議がなされなかったときは、当該定時株主総会にお いて再任されたものとみなす。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第39条 当銀行の営業年度は、4月1日から翌年3月3 第48条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3 月31日まで<u>の1年</u>とする。

<u>(利益処分)</u>

第40条 毎決算期の未処分利益は、法令に別段の定めが あるもののほか、株主総会の決議をもってこれを処分 する。

(配当金支払株主の確定)

簿に記載または記録された株主または登録質権者に 支払う。

(中間配当)

第42条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月3 0日の最終の株主名簿に記載または記録された株主 または登録質権者に対し、中間配当を行なうことがで きる。

(配当金支払義務の免除)

第43条 利益配当金および中間配当金は、その配当金支 第51条 剰余金の配当および中間配当は、その配当金支 払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はそ の支払の義務を免れるものとする。

(削除)

(剰余金の配当)

第41条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名 第49条 当銀行は、株主総会の決議により、毎年3月3 1日の最終の株主名簿に記載または記録された株主 または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うこ とができる。

(中間配当)

第50条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月3 0日の最終の株主名簿に記載または記録された株主 または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうこと ができる。

(配当金支払義務の免除)

払開始の日から満5年を経過したときは、当銀行はそ の支払の義務を免れるものとする。

なお、社外取締役との責任限定契約締結に関する規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (2) その他、定款全般にわたり会社法にあわせた表現の変更、構成の整理および条文の新設、削除に伴う条数の変更を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容 変更内容は別紙のとおりです。
- 3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成 18年6月29日(木)

以上